

食中毒の発生について

平成 22 年 8 月 2 日 11 時 30 分頃、市内の施設から「8 月 1 日に利用したグループ 11 名の内 9 名が吐き気、おう吐、下痢等の症状を呈している」旨の通報がありました。

調査したところ、当該施設において、8 月 1 日の昼食を喫食した 1 グループ 11 名中 7 名が 8 月 1 日 17 時 30 分を初発として、吐き気、おう吐、下痢等の症状を呈していることが判明しました。

患者に共通する食事は、当該施設の食事以外になく、発症状況が類似していること、診察した医師から食中毒の届出がされたことから、市保健所は当該施設を原因とする食中毒事件と断定し、8 月 5 日から 8 月 6 日まで 2 日間の営業停止を命じました。

なお、患者は全員快方に向かっております。

患者関係	発症日時	8 月 1 日 17 時 30 ~ 8 月 1 日 22 時
	患者症状	吐き気、おう吐、下痢等
	患者数	総数 7 名 男性 2 名(60 歳代 ~ 70 歳代) 女性 5 名(60 歳代 ~ 70 歳代)
	受診者数	7 名(入院者 0 名)
原因食品	8 月 1 日に提供された昼食	
病因物質	調査中	
原因施設	所在地 屋号 営業者 営業の種類	(行政処分が終了していますので、施設情報を削除しています。)
措置	行政処分：8 月 5 日から 8 月 6 日まで 2 日間の営業停止 (営業者は施設の清掃消毒を実施し、8 月 2 日から営業を自粛しています。) 指導事項 食品の衛生的な取扱い及び施設の清掃消毒	

[備 考]

メニュー	先付け（枝豆腐、うに、山葵、チャービル）、吸物（無花果黄身揚げ、キス、芋、人参、柚子）、お造り（平目、まぐろ、鰹ちり、しま鰯）、焼き合せ（海老芋、うなぎ昆布巻き、ほうれん草、木の芽）、鱸ずんだ焼き、帆立バター焼き、鰹鍋（ささがき、玉葱、百合根、焼豆腐、三つ葉、薬味）、茶碗蒸し、揚げ物（鮎唐揚げ、穴子衣揚げ、丸十、茄子、青唐）、大和ポーク冷しゃぶ（豚、生野菜）、じゃこ飯、香の物、赤出汁、メロン、ヨーグルトもち
検査関係	患者便 5件 検査中 ふきとり 10件 検査中 調理従事者便 7件 検査中

[患者の発生状況]

年齢	総数	0～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～
男性	0	0	0	0	0	0	1	1
女性	0	0	0	0	0	0	2	3
計	0	0	0	0	0	0	3	4

[参 考]

奈良市における食中毒発生状況（ただし、本件を含まない）

本年度	発生件数	1件	患者数	5名	死亡者数	0名
昨年度	発生件数	7件	患者数	168名	死亡者数	0名